

1 総則

(1) 目的

この水質事故対策マニュアルは、水質及びクリプトスポリジウム汚染に係る具体的対策を規定する。

(2) 定義

①水質汚染とは、次の場合をいう。

ア 河川水、原水の水質異常によって企業団が供給する水道用水により健康被害等が生じるか、又はそのおそれがあるとき。

イ 浄水処理過程における水質異常や送水施設の水質汚染により健康被害等が生じるか、又はそのおそれがあるとき。

ウ 感染症及び毒劇物等による中毒が発生し、水道水がその原因であるか、又はそのおそれがあるとき。

(3) 水質汚染時の業務

ア 職員の非常招集：職員に連絡を行い非常招集する。

イ 水質異常時の水質検査：原因物質調査（簡易な検査以外は水質検査委託契約業者に依頼する）を行い除去方法を検討実施するとともに、水質の安全性を確認する。

ウ 物品の調達：吸着マット、次亜塩素酸ナトリウム等物品を調達する。

エ 情報収集：関係機関、構成団体等からの情報を収集する。

オ 情報機関対応：対策本部が今後の対策を決定後、報道機関に対応する。

カ 通報連絡：情報を確認のうえ、対策本部で整理し、集約した情報を備中県民局、構成団体、日本水道協会へFAXと電話で連絡する。

(4) 相互応援体制

ア 人員体制

事態の進展に応じて、事務局内部の人員配置の再編成を流動的に行い、人員を有効に活用する。
なお、事務局内部での対応が困難な場合は、構成団体及び日本水道協会岡山県支部に、飲用水の確保、水質確保のための応援を要請する。

- ・自衛隊派遣を要請する場合は岡山県保健福祉部生活衛生課へ依頼。

イ 共同検査体制

構成団体の要請に応じて、水道水の簡易検査（濁度、色度、残塩、PH）を行う。また、企業団の供給水に異常又はそのおそれがある場合には、当該構成団体の協力を得て原因究明を行うとともに、応急体制を確立し、取水停止、浄水処理強化等の緊急措置や応急給水、応急復旧等の措置をとる。

2 水質汚染の想定

（1）水質汚染事故の想定

①原水の水質に異常がある場合

人為的な有害有毒物質の混入、自然現象による汚濁物質の流入により、水道原水が通常の状態と異なっている。

②浄水及び送水の水質に異常がある場合

浄水処理不能や浄水、送水施設への汚染物質の混入により、水道用水の水質に異常がある。

③水道用水が原因で感染症が発生した場合

クリプトスポリジウム等による原虫汚染及び水系感染症、食中毒等が発生し水道用水がその原因であるか、又はそのおそれがある。

3 水質汚染対策

（1）水質汚染事故の早期発見

①未然防止対策

水質汚染事故等を未然に防止するために、次により状況を常に把握するとともに、水道施設及び水量水質を適切に維持管理する。

ア 河川流域状況の把握

イ 水道施設及び水質の常時監視

②早期発見、被害・被災状況の把握方法

岡山三川水質汚濁防止協議会、県及び上流城市町村等の関係部局との連携を密にし、河川水質異常の早期発見及び状況の把握を行う。

4 事故等災害対策

（1）事故等災害の早期発見

①未然防止対策

事故等災害を未然防止・軽減するための、粉末活性炭設備、オイルマット、水質監視機器の整備等の水質汚染事故発生時に備えた対策を講ずる。

②早期発見、被害・被災状況の把握方法

気象台、県及び構成団体、マスコミ、市民の通報、その他事故等の情報収集に努める。